

改正意匠法と残された課題

令和元年度 意匠委員会 峯 唯夫

要 約

本稿では、平成10年、18年、そして今回（令和元年）という昭和34年意匠法の3度にわたる大きな改正の経緯をたどり、記録として整理することを一つの目的としている。加えて、今回の改正を俯瞰すると共に、今後に残された課題を呈示するものである。

目次

1. はじめに
2. デザイン経営宣言と改正意匠法
3. 過去に提示された改正論点
4. 残された課題
5. むすび

1. はじめに

本年4月1日、改正意匠法が施行された。「意匠」の概念を「物品」という縛りから解き放し、「建築物」や「(物品を離れた)画像」を意匠として取り込むなど、昭和34年法における最大の改正といえよう。

周知のとおり、今回の改正は2018年5月に発表された「デザイン経営宣言」に対応すべく改正作業が開始され、僅か1年で成立し、その後の審査基準の検討を経て施行されたものである。

立法準備期間がきわめて短く、その間に開催された産業構造審議会意匠小委員会は6回にすぎない。そのために、新たに追加された保護対象の定義等についての深い議論はなされておらず、審査基準に委ねられた。

これを受けた意匠審査基準ワーキンググループも、審議期間は半年程度であって、きわめてあわただしいスケジュールでの検討であった。そうではあるが、ワーキンググループでは踏み込んだ議論も行われ、今後裁判所の判断に委ねられている部分はあるものの、制度利用者にとっても比較的理解しやすい基準ができあがったのではないかと思うところである。

ところで、法改正作業が開始された当時、筆者は本誌に次のように記した。

「今、「デザイン経営宣言」を起爆剤として、意匠法

改正の検討が始まっている。今行うべき「検討」の第1ステップは、「デザイン経営宣言」に記されている内容を更にかみ砕いて「具体的な事象」に落とし込んで理解し、それに関する「デザイン」を見極めることである。(略)直近の意匠法改正作業は限られたテーマであるとしても、15年ぶりに出された意匠法に関する報告書である『「デザイン経営」宣言』を無にしないためには、第6回意匠制度小委員会で提示されたテーマにとどまらず、残された課題について中期的な計画に基づく、ラジカルな取り組みを期待するのである。」⁽¹⁾

本稿では、今回の法改正と今後の課題を、昭和34年法改正の歩みと照らし合わせ、備忘録として記したい。

2. デザイン経営宣言と改正意匠法

デザイン経営宣言の肝は、「デザイン経営は、ブランドとイノベーションを通じて、企業の産業競争力の向上に寄与する。」という指摘であり、「保護の拡大」と「意匠権取得の手續の改善」のための意匠法改正が提言されている。具体的には「新技術の特性を生かした新たな製品・サービスのためのデザインや、一貫したコンセプトに基づいた製品群のデザインなど、その保護対象を広げると共に、手續の簡素化にも資するよう、意匠法の大幅な改正を目指す。」とされた。そして別紙において、「保護対象の拡大」として「画像デザイン」「空間デザイン」が、「ブランド形成に資するデザインの保護」として「一貫したコンセプトに基づく製品群のデザインの保護」「存続期間(の延長)」が、手續の簡易化として、「一意匠一出願」「意匠に係

る物品（の記載）」「図面等の記載要件」が掲げられている。

今回の意匠法改正は、このような提言を実行するためのものであり、提言で掲げられた事項の全てに対応している。しかし、過去において組上にあげられた意匠法改正の論点はこれらにとどまらない。

3. 過去に提示された改正論点

意匠法は、過去、平成10年と18年に大幅な改正が行われている。これらの改正に向けて提起された論点と改正の概要を整理すると、以下のとおりである。資料は特許庁意匠課「意匠制度120年の歩み」⁽²⁾による。

3.1 平成10年改正

(1) 平成10年改正前の検討

① 意匠制度ラウンドテーブル

報告書『魅力ある意匠制度の確立に向けて』（平成7年）

この報告書において、以下の指摘がされている。

- ・未保護デザインの保護

ものに係わるデザインとして物品の部分、システムデザイン／ものを離れたデザインとして不動産、アイコン、タイプフェイス、模様のみデザイン、ピクトグラム（絵文字）等を保護対象とする要請があることが指摘されている。

- ・「意匠」保護から「デザイン」保護へ

意匠法が「デザイン」で総称される多くの創作活動に着目し、その成果を保護し利用を図ることによって創作を奨励し、もって産業の発達に寄与する目的のために立法された制度趣旨に立ち返り、見直しを進めていくことが求められている、とまとめられている。

② 意匠制度検討特別委員会

報告書『国際化時代に対応した創造的デザインの保護強化』（平成9年）

この報告書において、以下の指摘がされている。

- ・部分意匠の保護

物品の部分に創作の意図があっても、全体観察の中でその特徴が希釈化されてしまうことがあるため、独立した製品として流通しない物品の部分の形態についても保護の要請がある。

- ・模様のみ意匠の保護

同じ模様を有する皿、茶碗、コップなどを、模様のみデザインを出願することにより保護を受けたいとの要請がある。一定の要件を満たす模様について一定の物品の範囲内において意匠権を付与することの可能性を検討することが適当である。

- ・アイコン・ピクトグラム等の保護

不動産、アイコン、タイプフェイス、模様のみデザイン、ピクトグラム（絵文字）、コンピュータ操作の処理内容を示すアイコン、言語の代替的機能を持つピクトグラムは、その公益的機能、標準化の要請等を考慮すると、意匠法による保護は慎重にすべきである。

- ・類似意匠制度の見直し

- ・システムデザイン等の保護

製品のデザイン、設計、開発が総合的に行われるようになり、類似の物品を超えた2種以上の物品の組み合わせからなるシステムデザイン、あるいはセット物としてデザインされる創作分野の拡大が認められることを踏まえ、組物の意匠の対象品目を拡大する、あるいは、組物の概念を定義し直して、要件を満たす場合には保護する方向で見直すことが適当である。

また、この委員会では無審査登録制度についても詳細な検討が行われている。

③ 工業所有権審議会意匠小委員会

報告書『デザイン創造時代へ向けて』（平成9年）

この報告書において、以下の指摘がされている。

- ・部分意匠等の保護導入

- ・類似意匠制度の廃止と関連意匠制度の導入

より創造的なデザイン創作のインセンティブを強化するため、事後的な小幅の改良には意匠権による保護を与えず、同人、同日の出願に限りバリエーションの意匠登録を認めることが適切である。

ここでは、今回の改正と異なる立場が記されている。

- ・システムデザイン等の適切な保護

(2) 平成10年改正の主な内容

以上のような検討を経て、平成10年改正では保護対象等について以下の改正が行われた。

① 部分意匠等の保護導入（意匠法2条1項）。

② 類似意匠制度の廃止と関連意匠制度の創設（意匠

法 10 条)。

- ③ 新たな組物の意匠 (システムデザイン等の適切な保護) (意匠法 8 条)。

平成 10 年改正前の検討において提示された項目のうち、意匠制度検討特別委員会で保護に慎重な意見が記されていた「アイコン・ピクトグラム等の保護 不動産、アイコン、タイプフェイス、模様のみデザイン、ピクトグラム (絵文字)、コンピュータ操作の処理内容を示すアイコン、言語の代替的機能を持つピクトグラフ」は積み残しの課題とされた。なお、タイプフェイスの保護については、「タイプフェイスの保護のあり方に関する調査研究」が公表されている⁽³⁾。

3. 2 平成 18 年改正

(1) 平成 18 年改正前の検討

① 知的財産戦略本部

平成 15 (2003) 年から毎年「知的財産推進計画」が発表され、ここにおいて「優れたデザイン、ブランドの創造支援」、「デザイン・ブランドの戦略的活用」を図るための方策に関する検討等が求められた。

② 戦略的デザイン活用研究会 (経済産業省)

報告書『競争力強化に向けた 40 の提言』(平成 15 年)
この報告書において、以下の指摘がされている。

- ・意匠権の類似の範囲の拡大
- ・意匠権の保護対象範囲を画面デザインなどに拡大

③ 知的財産研究所による調査研究

知的財産研究所において、以下 3 つの委員会が連続的に開催された。

- ・表示画面上に表示された画像デザインに関する保護についての調査研究委員会 (平成 13 年)
- ・デザインの戦略的活用に応じた意匠制度の在り方に関する調査研究委員会 (平成 15 年)
- ・独創的なデザインの保護に応じた意匠制度の在り方に関する調査研究委員会 (平成 17 年)

これらの委員会では、主として画像 (画面) デザインの保護についての検討が行われたが、平成 15 年の委員会では以下の検討がされていることが興味を引く⁽⁴⁾。

開発プロセスの時系列に沿って産み出される知的成

果物を以下のように分類化し、その分類化された知的成果物を当時の意匠制度の保護の枠組みに擬似的に当てはめるとどのような問題点が生じるか、といった検証がなされた。

このとき、分類化された知的成果物 (筆者註: 「まとり」という語句が用いられている。) は次のとおりである。

- 1) 意匠法の保護対象より上流のプロセスにおける知的成果物
 - ・製品、商品開発のコンセプトを示すまとり
 - ・新規な機能や用途を実現するための構成によるまとり
 - ・新規に創作された部分のまとり
 - ・創作した意匠が当業者にとって容易に創作することができる範囲も含むまとり
 - 2) 製品、商品の完成時に位置する知的成果物
 - ・抽象化された美感のまとり
 - 3) 意匠法の保護対象より下流のプロセスにおける知的成果物
 - ・自他識別力を表す記号となるまとり
- これらに対する検証の結果として、

上記、1) 上流プロセスの成果物の保護に関しては、特許法・実用新案法との保護領域重複の問題、意匠権の過度の強化による競争制限などが生じる、といった問題点が指摘されている。また、2) 製品・商品の完成時に位置する知的成果物として抽象化された美感のまとりを保護する事に関しては、意匠権の効力範囲の外延が現行制度より曖昧になるおそれがあると指摘され、3) 下流プロセスにおける成果物の保護に関しては、既に商標法、不正競争防止法などで保護されている領域と重複するところも多く、意匠法での保護の必要性があるのか検討が必要とされている。

⑤ 意匠制度小委員会

報告書『意匠制度の在り方について』(平成 18 年)⁽⁵⁾
『独創的なデザインの保護に応じた意匠制度の在り方に関する調査研究報告書』⁽⁶⁾の中で提示された、以下に示す 15 の検討項目が検討され、10 の項目について法改正が提案された。

(提案された検討項目)

- ・画面デザインの保護
- ・意匠権の効力範囲の明確化

- ・権利侵害行為への「譲渡等を目的とした所持」の追加
- ・権利侵害行為への「輸出」「通過」の追加
- ・意匠権の存続期間の延長
- ・刑事罰の強化
- ・関連意匠制度の見直し
- ・先願意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠
- ・新規性喪失の例外規定
- ・秘密意匠制度

(見送られた検討項目)

- ・無審査登録制度の導入によるダブルトラック化
- ・意匠権の効力範囲の拡大
- ・意匠権の物品間の転用までの拡張
- ・税関における部品の取外し
- ・先行意匠開示制度

(2) 平成 18 年改正の主な内容

平成 18 年の意匠法の主な改正内容は、以下のとおりである。

1 意匠権の強化

- (1) 権利期間の延長（意匠法 21 条）。
- (2) 刑事罰の強化（意匠法 69 条の 2, 74 条）

2 意匠権の効力範囲の拡大

- (1) 「輸出」の追加（意匠法 2 条 3 項）
- (2) 侵害規定の強化（意匠法 38 条 2 号）
- (3) 意匠の類似範囲の明確化（意匠法 24 条 2 項）

3 意匠の保護対象の拡大

- (1) 意匠の定義の見直し（画面デザインの保護の拡充）（意匠法 2 条 2 項）

4 意匠制度の枠組みの在り方

- (1) 関連意匠制度の見直し（意匠法 10 条）
- (2) 意匠登録要件（意匠法 3 条の 2）の見直し
- (3) 秘密意匠制度の見直し（意匠法 14 条）
- (4) 新規性喪失例外の適用の手続の見直し（意匠法 4 条）

(3) 平成 18 年改正の積み残し

平成 10 年改正時からの積み残しとして、アイコン、ピクトグラム、不動産、タイプフェイス、模様のみデザインがあり、平成 18 年改正における積み残しとして、平成 18 年意匠制度小委員会報告で改正提言が見送られた 5 項目がある。また「画像デザイン」も道半ばというのが大方の認識であった。そして、「デザインの戦略的活用」に即した意匠制度の在り方に関する

調査研究委員会」報告（平成 15 年）で提示された「開発プロセスの時系列に沿って産み出される知的成果物」についての検討も「積み残し」として記憶されるべきであろう。

3. 3 令和元年改正

(1) 令和元年改正前の検討

① 産業競争力とデザインを考える研究会 報告書『「デザイン経営」宣言』⁽⁷⁾

この報告書では、「保護対象の拡大」として「画像デザイン」「空間デザイン」が掲げられ、「ブランド形成に資するデザインの保護」として「一貫したコンセプトに基づく製品群のデザインの保護」「存続期間（の延長）」が、手続の簡易化として、「一意匠一出願」「意匠に係る物品（の記載）」「図面等の記載要件」が掲げられている。

② 産業構造審議会意匠制度小委員会

報告書「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」（平成 31 年）⁽⁸⁾

この小委員会は、平成 30 年 8 月から同年 12 月にかけて 5 回開催された。報告書では、以下の項目について、意匠法改正が提言され、提言に沿って改正法が成立した（令和元年 5 月 17 日法律第 3 号）。

(2) 令和元年改正の主な内容

令和元年の意匠法の主な改正項目は以下の 3 項目であり、これらは別稿で詳細に説明されるので、その他の項目について簡単に紹介する。

- ・画像デザインの保護
 - ・空間デザインの保護
 - ・関連意匠制度の拡充
 - ・その他（組物の意匠の拡充、意匠権の存続期間の変更、間接侵害の拡充、物品区分の扱いの見直し）
- ア. 組物の意匠の拡充

① 組物の意匠の「部分意匠」

意匠法 2 条 1 項から「8 条を除く。」の語が削除され、組物についても部分意匠が許容されることとなった。「物の意匠についても組物を構成する物品の一部に特徴的なデザインを施したものについて、その部分の意匠に着目して組物の意匠として登録したいとのニーズが増えている。」ことがその理由とされている⁽⁹⁾。

② 別表2の改正

法改正事項ではないが、組物を列挙する意匠法施行規則別表2が大幅に改正され、組物の構成物品の自由度が格段に高まった。具体的な物品を掲げることやめて、例えば、「一組の飲食用具セット」「一組の建築物」というような規定となっている。

イ. 意匠権の存続期間の変更

① 出願日起算に変更

意匠権の存続期間の起算が、特許と同様に出願日となった。

「ユーザーからは、存続期間の終期の起算日が、意匠権では登録時、特許権では出願時と異なっていることに起因して、出願変更によって権利の存続期間が大幅に変更されることは、知的財産権の管理上不便であり、存続期間の終期の起算日を統一してほしいとのニーズが生じている。」こと、そして「出願時を存続期間の終期の起算日としても、特段問題は生じない。」ことがその理由とされている。

② 出願日から25年

意匠権の存続期間の終期が、出願日から25年となった。

「開発段階で意匠登録出願し、時間をかけて改良を重ねた後に製品等を市場に投入することが多くなっている。」こと、「ブランド価値の向上を促進する観点からは、より長い意匠権の存続期間を設定することが望ましい。特に欧州において、最長25年間の意匠権の存続期間が認められている」ことがその理由とされている⁽¹⁰⁾。

ウ. 間接侵害規定の対象拡大

間接侵害を規定する意匠法38条が大幅に改正され、いわゆる「多機能型間接侵害」が規定された。

「意匠権の直接侵害を回避する巧妙な輸入手口が存在していることが判明した。こうした手口に対応すべく、意匠における多機能型間接侵害の導入が喫緊の課題となっている。」と説明されている⁽¹¹⁾。

エ. 物品区分の扱いの見直し

意匠法7条から「物品の区分により」の語が削除され、願書における「意匠に係る物品」の記載に柔軟性が許容され、複数意匠一括出願の導入も可能とした。なお令和3年4月1日の施行とされており、現在未施

行である。

① 意匠に係る物品の記載

「物品の区分により」が削除されたことにより、柔軟な記載が許容された。

近年の急速な技術革新に伴い、多様な新製品が次々と市場に流通する中、新製品の登場の度に物品区分表を機動的に改定することは困難であり、どの物品の区分にも当てはまらないという不都合を回避するためには、より柔軟な出願手続を設けることが適当であると説明されている。

② 複数意匠一括出願

複数意匠一括出願が許容される予定である。複数の意匠を一通の願書で出願できる制度であるが、出願後は意匠ごとにバラして審査され、個別の登録番号が付与される予定である。

「近年、自社製品に共通の一貫したデザインコンセプトを用いることでブランド価値を高める企業が増えており、これを支援する観点からは、一の願書による複数意匠の一括出願を認めることで、出願人の負担を軽減することが求められている。」と説明されている⁽¹²⁾。

4. 残された課題

過去の小委員会などで検討され積み残された課題、そして筆者が考える残された課題を以下に記す。

ア. 審査制度など

・無審査登録制度の導入によるダブルトラック化

平成18年改正時には具体的な検討が進められていたが、不競法2条1項3号の存在などを理由に見送られている。近年意匠の審査期間は短縮されているものの、無審査による簡易な保護を希望するデザイン分野が存在することは、「ファッションロー」という分野の隆盛をみても疑問の余地がない。再度の検討を期待したい。

イ. 保護対象

・ピクトグラム

著作権で保護された事例があるが⁽¹³⁾、実用目的のデザインであり、意匠法の保護対象として検討する必要があるのではないだろうか。

・タイプフェイス

著作権による保護の余地は残されているが、古くからのテーマであり、再度検討する必要があるのではな

いだろうか。

・模様のみデザイン

画像と同列に扱うことは困難であり、権利の設定方法も難しいとは思いますが、必要性はあるだろうと考える。

・開発プロセスの時系列に沿って産み出される知的成果物

「デザインの戦略的活用に応じた意匠制度の在り方に関する調査研究委員会」報告（平成15年、前掲）で提示された「開発プロセスの時系列に沿って産み出される知的成果物」についての検討を深めることが必要であろう。

ウ. 意匠権の効力など

・意匠権の物品間の転用までの拡張

これらの検討が残されている。

エ. その他の課題

以上の「積み残し」の課題に加えて、以下の課題を提起したい。

① 訂正審判の導入

関連意匠制度の拡充により「本意匠の選択の誤り」という事態も多発することが考えられ、そのような事態への対応としても、訂正審判が必要であろう⁽¹⁴⁾。

② 組物の廃止

令和2年の審査基準改訂によって、一意匠（一物品）として扱われる範囲が拡大した。一物品として扱う根拠は、「社会通念上一体的に流通がなされ得るのであり、かつ、全ての構成物が形状等の密接な関連性を持って一体的に創作がなされている」点に求められているようである。組物に関する別表2が改正されたことを併せると、7条における「一意匠」と8条における「組物」の境界が曖昧になったといえる。「組物」を廃止して7条の「一意匠」として扱えば足りるのではないだろうか。

③ 内装の意匠

内装の意匠を組物に類似した保護態様として8条の2に規定したことは、単に立法技術的な理由であると思われる。種々の要素を取り込んで「一つのデザイン創作」と評価されるべきものであるから、「内装の意匠」として2条に定義をおくべく、再検討してはどうだろうか。

④ 「類似」概念を維持すべきか

意匠法3条1項3号、23条などに書かれている「類

似」という概念を維持することが適切かどうか、「同一性」という概念で対応することの是非が検討されるべきであろう。

⑤ 新規性喪失の例外（要件、手続）

⑥ 秘密意匠制度

秘密解除公報の発行によって意匠権が発効するという制度も考えられるのではなかろうか。

⑦ 3条の2に「創作者同一」を含める

デザイナーと企業との間で権利の配分が必要になる場合はないのであろうか。特許法で許容されているのであり、意匠法で排除すべき積極的な理由はないように思われる。

5. むすび

4月にスタートした新しい保護の枠組みであるが、新型コロナ対応で普及活動もままならずで出鼻をくじかれたようであるが、弁理士として、改正法の利用方法についての検討を深め、地道に普及活動を行い、改正法の利用を通じてデザインビジネスに寄与していきたい。

そして、特許庁には、この改正でよしとせず、「デザイン経営」に資する意匠（デザイン）保護に向けた検討を継続して頂きたいところである。

(注)

- (1)「デザイン」と「意匠法」－「デザイン経営」に資する「意匠法」を考える契機として－「特許」2018年10月
- (2) https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_seido_ayumi.html
- (3)「知財研紀要 2008」。 https://www.iip.or.jp/summary/pdf/detail07j/19_05.pdf
- (4)「知財研紀要 2004」第10頁 https://www.iip.or.jp/summary/pdf/detail03j/15_02.pdf
- (5) https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyou-kouzou/shousai/isho_shoi/document/index/ishou.pdf
- (6) https://www.iip.or.jp/summary/pdf/detail05j/17_04.pdf
- (7) <https://www.meti.go.jp/press/2018/05/20180523002/20180523002-1.pdf>
- (8) https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyou-kouzou/shousai/isho_shoi/document/isyou_seido_190215_minaoshi/01.pdf
- (9) 令和元年法律改正（令和元年法律第3号）解説書97頁 <https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2019/document/2019-03kaisetsu/2019-03kaisetsu-02-04.pdf>
- (10) 令和元年法律改正（令和元年法律第3号）解説書137頁 <https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2019/>

document/2019-03kaisetsu/2019-03kaisetsu-02-08.pdf
(11) 令和元年法律改正（令和元年法律第3号）解説書 143 頁
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2019/>
document/2019-03kaisetsu/2019-03kaisetsu-02-09.pdf
(12) 令和元年法律改正（令和元年法律第3号）解説書 94 頁
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2019/>

document/2019-03kaisetsu/2019-03kaisetsu-02-03.pdf
(13) 大阪地判平成 27 年 9 月 24 日 平成 25 年（ワ）1074 号
(14) 「関連意匠制度に関する提言」平成 29 年度日本弁理士会
意匠委員会 パテント Vol. 71 No. 12

(原稿受領 2020.7.28)

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長
会誌編集部担当 橋本 清
同 中村 恵子

- 応募資格** 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載** 原則、先着順とさせていただきます。また、編集の都合上、原則「1 テーマにつき 1 原稿」とし、分割掲載や連続掲載はお断りしていますので、ご了承ください。
- テーマ数** 知的財産に関するもの
5,000 字以上～20,000 字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと
※ 400 字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又は FAX にて応募予告をしてください。
①論文の題名（仮題で可）
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報室「パテント」担当
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2
- 投稿要領・掲載基準** <https://www.jpaa.or.jp/patent-posted-procedure/>
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。
審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。